

平成30年6月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年6月4日(月)
午後13時50分～15時09分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第11号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 18名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
6番 田悟 敏子	16番 島倉 博
8番 和田 俊信	17番 水上 俊秀
9番 青島 由弘	18番 杉森 清弘
10番 高藤 孝一	19番 吉江 秀一

欠席委員

7番 中村 重樹
20番 前田 真一郎

平成30年6月4日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>まだ2時前ですが、出席予定の皆さまがお揃いですので、始めさせていただきます。皆さま、大変ご苦労様でございます。麦秋の候となりました。麦刈り、ハト麦の播種と、大変天候も良く、皆さまにはお忙しい所、6月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、〇〇委員さん、〇〇委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第9号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第10号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第11号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号2番は4筆あり、合計面積が299㎡で、売買により所有権移転を行おうとするものです。位置図については、1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号2番について、〇〇地区担当の〇〇より調査報</p>

	告いたします。
〇〇委員	<p>受付番号2番は、譲受人が〇〇の〇〇さん、譲渡人が〇〇の〇〇さんです。地目は田で、地積は299㎡となっております。位置図の1ページのピンク色の所であります。こちらに隣接する〇〇と小さく書かれている所がご自宅であります。位置図の申請地の上の方にもう1軒、〇〇番の〇〇とあります。こちらは〇〇さんのお宅ですが、ご本人が亡くなられて、奥様もおられないので、譲渡人である娘の〇〇さんが相続されている所です。現在は誰も住んでいません。〇〇さんの自作地38㎡となっておりますが、これでは田んぼは買えません。ということで、〇〇さんのお母様の〇〇さんが〇〇のご実家を相続したということです。それで、現在も耕作しているということですが、〇〇農業委員会会長の耕作面積証明書が届いておりますので間違いはないと思います。今回、譲り受ける所の畑を耕作したいと聞いております。現況は麦を作っていて、〇〇が管理をしていましたが、この麦を刈って、おこして〇〇さんに渡すということです。何も問題は無いかと思っております。耕地面積証明書の面積ですが、自作地が9,510㎡です。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	田んぼはご自分で耕作されるのですか。
〇〇委員	はい。機械も5軒の農家で共同所有されているそうです。
会長	以上で無いようですので、次に、受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号3番は2筆あり、合計面積が912㎡で、売買による所有権移転を行おうとするものです。位置図については、3ページと4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号3番につ

	いて、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>〇〇の〇〇です。報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇、他1筆で、田で面積が912㎡であります。位置図の3ページをご覧ください。黄色い所が申請地です。現在は草が少し生えている状態でした。こちらは圃場整備事業の区内です。今回の圃場整備事業に〇〇さんは参加されていません。事業が終わったということで、申請されました。4月の総会で報告しましたが、〇〇さんの所に〇〇さんの土地がありまして、その横に〇〇さんの資材置場があったので、圃場整備をスムーズに行うために、〇〇さんと〇〇さんが交換するという条件で、〇〇さんが〇〇さんの協力を得たということです。こちらの緑色の市道の拡幅工事の手続きのため、〇〇さんの分の田んぼの方が4月に先に一部の手続きが行われました。ここは圃場整備が少し遅れているということです。しばらくの間、〇〇さんはこちらに畑で野菜を作られていて、管理をしながら、将来的にはこの辺一体の整備圃場に参加をしていくということです。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんは建設業の方ですが、こちらに田を持っておられたのは、その資格があったからですか。</p>
〇〇委員	<p>雑種地を持っていたのではないですか。</p>
〇〇委員	<p>現況は雑種地ですが、元々は田であったということですよ。いつかの時点で農業委員会を通していたということですよ。</p>
〇〇委員	<p>そうですね。資材置場として利用されていました。</p>
〇〇委員	<p>田んぼを耕作する権利はないと思いますが。</p>
〇〇委員	<p>そうです。今回、圃場整備の中に入って、どうしようかということで、交換をするということになりました。</p>

〇〇委員	誰かに耕作してもらっていたのですか。
〇〇委員	いいえ、草が生えていました。
〇〇委員	やっぱり気をつけて見ていないといけませんね。簡単に許可を出す とこういうことになってしまいますよね。
〇〇委員	私達もよく言っていますが、草を生やさないようにお願いをしてき ました。
〇〇委員	資材置場になっていたというのは。
〇〇委員	ここは資材置場にはなっていない所です。そちらの〇〇さんの所は もう資材置場になっていて、今回交換する所はまだ資材も何もありま せん。ただ草が生えているだけです。
〇〇委員	そうすると、〇〇の田んぼになっているのではないですか。
〇〇委員	その時は資材置場ということにしていたのではないですか。今回は 売買にして、田んぼと交換します。今回、〇〇さんは田んぼを耕作で きますという証明がついています。
〇〇委員	許可が出ているから、田んぼから変わっているのではないですか。
〇〇委員	今回は田んぼとして売りに出しています。
〇〇委員	いつかの時点で農業委員会を通り抜けたのでしょうか。今更どうしよ うもできない話ですが。
会長	とりあえず、田であったということは間違いないですね。
〇〇委員	今回は田んぼになっているので、〇〇さんは田んぼができるという 証明書がついています。
〇〇委員	〇〇さんがどうしようもできなくなったのですね。

〇〇委員	一番困ったのは圃場整備です。
会長	ということは、これは大圃場区画整備事業か何かということですか。
〇〇委員	そうです。黄色い所は区画整備事業の地図の中に入っています。
会長	ということは、もう草も生えていないのでは。
〇〇委員	いいえ。ここは史跡で少し遅れているので。図面上では圃場整備の完成になっていますが。
会長	逆に言ったら、これで良い方向に来たということですね。
〇〇委員	そうです。
会長	この件については、これでよろしいですか。それでは「異議なし」として議案第9号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第9号について「承認」といたします。続いて、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。よろしくお願ひします。
事務局	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページと3ページをご覧ください。 受付番号14番は、面積が1,554㎡で、きのこ栽培施設敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、5ページから9ページをご覧ください。 この申請は、農用地利用計画において指定された用途に供するためのものといった農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、受付番号14番について、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。

<p>〇〇委員</p>	<p>それでは報告させていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さんで、しいたけを栽培されている会社です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。今回の申請地は、位置図の5ページをご覧ください。しいたけハウスと書いてある所が〇〇になります。こちらできのこを作られています。今回、〇〇さんに確認して参りました。こちらの会社はしいたけを栽培する面積を増やしたいということで近隣の土地を探されていました。〇〇さんの田んぼは道を挟んでいます、今回譲っても良いということでした。位置図の8ページにも書いてありますが、ハウスを2棟と、従業員も増えられるということで、駐車場も確保したいということです。今回の許可を受けようとする田んぼは転作となっていて現在お米は作られておりませんが、今までは〇〇さんが作られていました。近隣の方の承諾もあり、周辺用の排水についても設備を整えるということでしたので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、次に、受付番号15番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号15番は、譲渡人が2名で、4筆の合計面積が11,339㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、10ページから26ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>位置図の10ページをご覧ください。譲受人が〇〇の〇〇、譲渡人が〇〇の〇〇さんと〇〇さんのお2人です。面積は11,339㎡の4筆です。転用の目的は砂利採取です。現在〇〇地区では砂利採取がけっこう行われていて、その流れの一環だと思っております。期間は平成30年7月1日の許可日から2年間になります。位置図の11ページの右側に大きな道があります。申請地は道路で囲まれています、左側に用悪水路とあります。大きい排水がありますが、そちらには防護</p>

	<p>柵を、近隣の家からも2 mから5 m離れて砂利採取をするということで、特に問題は無いと思っております。近隣の方、自治会長の同意もいただいておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>質問ではないのですが、少し資料が多すぎます。皆さん、これを見るのに時間がかかりすぎます。担当地区の農業委員さんは詳細を確認するので資料をたくさん見ないといけません、必要以上に書類があるのはいかがでしょうか。以前よりだいぶ多くなっているのです。</p>
事務局	<p>付いていないよりは、付けた方が良くかと思っておりました。</p>
会長	<p>それはわかりますが、カラー印刷です。</p>
事務局長	<p>ご意見を頂いたので、次回からの資料については配慮させていただきます。</p>
〇〇委員	<p>土改から許可が出ていますよね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、次に受付番号16番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号16番は、譲渡人が5名で6筆の合計面積が694㎡で、一般住宅及び事務所兼車庫敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、27ページから32ページをご覧ください。</p> <p>転用許可の一般基準としましては、一般住宅は500㎡までで、店舗等併用住宅については、住宅部分500㎡以内と店舗等に必要な面積部分は転用が認められております。この申請につきましては、住宅部分が370㎡で、残りの324㎡が店舗等に必要な面積とのこと。富山県にも事前に書類一式を送付し、転用が可能であると確認をとっております。以上です。</p>

会長	それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号16番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは報告させていただきます。今事務局からお話しがあったように、譲渡人は4名いらっしゃいます。譲受人は〇〇さんです。転用理由としまして、〇〇さんは3世代で同居しておられて、今回新しく家を建てたいということです。〇〇さんは自動車の販売業をされていて、近隣で土地を探しておられました。位置図の28ページをご覧ください。〇〇、〇〇が売りに出されていたので、こちらを買うということで話が進んでいましたが、面積が少ないということで、近隣の方々とお話をされて今回の694㎡になりました。個人で500㎡以上は多いということもありましたが、譲渡人の〇〇さんが、〇〇さんの欲しい分だけというのでは都合が悪いので、全部買うのならばお話に乗るということでした。位置図31ページの事務所兼車庫と展示場もするという計画に至りました。位置図の27ページをご覧ください。今回の申請地の後に〇〇さんとありますが、こちらはお父様です。その横に〇〇があつて、こちらにも車が置いてありますが、手狭で展示というよりも車をただ押し込んである状態になっています。〇〇さんのご自宅を更地にして、今申請された用地を求められて、こちらを車の展示場に、500㎡よりもオーバーした所に事務所兼車庫。それから車の価格にも差があるということで、こちらの方に高額の車を展示したいということです。住宅については、上下水道は市の施設を利用されます。よろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございます。それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	〇〇さんは〇〇でもやっていらっしゃいますよね。あちらはなくされるのでしょうか。
〇〇委員	いいえ。あちらもやられると思います。今回、あちらのことは聞いてきませんでしたが、実際、あちらにも車が何台か置いてあります。
〇〇委員	わかりました。

<p>会長</p>	<p>以上で無いようですので、次に受付番号17番について、事務局より、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号17番は、譲渡人が3名で、4筆の合計面積が10,142 m²で砂利採取のため、一時転用を行おうとするものです。位置図については、33ページから55ページをご覧ください。多くて申し訳ありません。次回から精査させていただきます。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>ご苦労様です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名です。面積は合計で10,142 m²。砂利採取で7月から翌年の6月までの1年間です。地権者、耕作者の〇〇の同意もいただいております。位置図の上の方は現在水田です。そちらは〇〇さんの圃場で〇〇さんが耕作をされています。こちら同意を頂いております。この位置図の下の方の〇〇さんは現在〇〇にお住まいです。この上の方に〇〇さんという家がありますが、こちらは古い家を壊して小さく建てて、仏壇だけ置いてあります。こちらは〇〇ではなく〇〇になりますので、〇〇が耕作をしております。同意も得ています。現在は豆を作っておられます。あと、自治会長さんと生産組合長さんの同意もいただいております。こちらは現在、麦が植えられていて7月から刈りだそうということです。これは〇〇が頼みに来るわけですが、前回おかけした〇〇の下の方の〇〇さん、現在こちらを掘っていて、もうすぐ埋めて終わります。そこからこちらに移動したいということです。この圃場については、〇〇さん側が排水です。排水があって道があります。もう一つの用水は右側の4メートル道路の〇〇側の道を渡って田んぼ側に用水が流れています。現在〇〇さん側に搬入路がありますが、砂利採取後、上の方にある〇〇さんと〇〇さんの小さい田んぼに落差が3cmほどありますが、ここを圃場1枚にし、搬入路はいずれも右側から入るようにします。昔は家の方から入れましたが、〇〇が排水を渡らずに道から入れるように搬入路をつけたいということです。以上です。</p>

会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
〇〇委員	私も砂利採取の件で何回も説明させていただきましたが、道路の始末だけ気を付けてください。みんな押印してあるから良いということではなく、たまに市役所の方に道路が汚れているから掃除してくれと言われる方がいらっしゃるようです。各自お願いします。
〇〇委員	業者の方が来られた時に、ここは4メートル道路で、ダンプが出入する時のすり替え等があるので、〇〇さんの所の道は公民館へ向かう道なので気を付けてほしいとは言いました。ダンプが通ったらすれ違いもできないので。
会長	よろしいでしょうか。他に無いようですので、「異議なし」として議案第10号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として議案第10号については「承認」といたします。続いて、議案第11号「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第11号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案書5ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が74件で、面積が552,681.33㎡であり、新規が64件、更新が10件です。</p> <p>「3年以上6年未満」が1件で、面積が8,644㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「1年以上3年未満」が1件で、面積が829㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」はありません。</p> <p>申請の内容については6ページから18ページに記載のとおりです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。先月もお配りした農林水産公社からの配分先の一覧として別紙でご案内してあります。ご確認ください。</p>

	以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	6ページからの内容で、対価が0というのはわかりますが、何も書いてないものはどういう事でしょうか。
事務局	何も書いてない所も対価が0です。すみません。
〇〇委員	確認ですが、別添資料の10ページの〇〇さんの住所は〇〇でいいのですか。
事務局	〇〇です。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として、議案第11号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
会長	<p>それでは、「異議なし」として、議案第11号については「承認」といたします。</p> <p>これで、付議議案はすべて終了いたしました。</p> <p>協議事項はありません。次に報告事項について事務局より説明していただきます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>報告事項説明</p> <p>1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2) 非農地通知について</p> <p>3) 業務報告・予定</p> <p>4) その他</p>
〇〇委員	前回の非農地化で〇〇さんと一緒に回りましたが、今後は近隣の農業委員さんと2人で行うということですか。
事務局	そうですね。あと2回義務付けられていますので。
〇〇委員	〇〇だと、近隣は〇〇さんですか。

事務局	必ずしも近隣である必要はありません。
〇〇委員	誰かと2人以上ということですね。
事務局	今までは近隣の委員さん同士で行かれていたようですが、必ずしも近隣である必要はありません。2人以上であるという所が大事な所です。お1人は必ず地区の方、あと1人か2人はどうするかということです。
会長	今回の案件のような所だと納得しますが、例えば町部でそのような所が出た場合、多分農業委員さんは迷うと思います。そういう時は総会に係るので、臨機応変によろしくお願い致します。
〇〇委員	これは転作野帳ではどうなっていたのでしょうか。
事務局	転作野帳にご本人さんはあげていないと思うので、載っておりません。
〇〇委員	仮に野帳に載っていて、管理転作なりで休耕田になっていて、現況が山林みたいになっていたら、認められれば削除されるということですか。
事務局	そうですね。当然転作野帳からも削除されます。されないと辻褄があいませんから、当然削除されないといけないと思います。
〇〇委員	転作野帳から削除されて、森林ということに。
〇〇委員	地目は変わりませんよね。
〇〇委員	地目は変えないといけない。
事務局	最終的には変わります。この非農地の通知を送ることによって、これを根拠に法務局で登記を変えられるので、その手続きが終われば野帳からは削除されます。

〇〇委員	前に聞いた時は、地目はそのまま遊休地と認められて、というようなことはなかったですか。
事務局	農業委員会で非農地通知を発行する最終的な目標は、委員会が出した非農地通知を根拠にその農地の登記を変更することです。
〇〇委員	登記変更は自分でしないといけないですよね。
事務局	そうです。
〇〇委員	それには当然、登記費用が掛かりますよね。
事務局	かからないです。
事務局長	司法書士さんにお願ひすれば費用はかかりますが、今回のように農業委員会が発行する書類を添付して、申請書もほぼ調べた状態でお渡しするので、それを提出すれば申請ができます。
〇〇委員	無料でできるということですね。
事務局	今言われた、地目を変えずに現況だけを変えるというお話は、もしかしたら固定資産税の話かもしれないですね。固定資産税だと時々そういう取り扱いをすることがあります。農地としての課税を、現況は農地ではないという判断を税務課の職員がして、課税上の地目の現況だけを変えるということがあります。
〇〇委員	また話は違いますが、〇〇地区のタウンミーティングで、建設業者の方が質問されましたが、耕作放棄地をもっと簡単に転用して住宅を建てられるようにならないかというようなことでした。
〇〇委員	それは農地法3条の、農業委員会の許可を取らないと何ともならないのですが。
〇〇委員	転用さえすれば建てられますよね。手続きにすごく手間がかかると言っていました。

〇〇委員	農業委員会の農地法3条の許可が出にくいと言っているのではないですか。
事務局長	皆さんの決めたルールに従って転用をしているので。
〇〇委員	だいたい不便な所しか耕作放棄地にならないのに。そう思って聞いていました。
会長	よろしいですか。何か他にございませんか。 3月の研修会の時に農業会議から、6月か7月いっばいに各農業委員会の取り組みを報告しないといけないと言われましたよね。聞いておられませんか。〇〇であった時に皆さん、聞いていますよね。
事務局	すみません。引継等で把握しておりませんでした。今のところ、活動報告や実績報告についてはまだ連絡はありませんので、農業会議に確認をしてみます。
会長	また本部に問い合わせして下さい。以前、事務局とお話していたのは、小矢部の場合は6月と11月に利用状況調査を重点的に2回やっているというようなことでいいのではないかと聞いていました。確認をお願いします。
会長	他にございませんか。
〇〇委員	これ、場所はわかりますか。
事務局	お配りする資料の中に地図と公図と現地の写真と、ある程度の準備はしてあります。
〇〇委員	去年の11月に調査して、地図や公図や写真を頂いたんですが、ここは一体どこなのかというような感じで、ぜんぜんわかりません。写真を見て、よく似ているからここら辺かなといった状況になるので、誰かよくわかる人がいないと。
〇〇委員	その家の本人がいたらまだ少しはわかるかもしれません。本人さえわからないかもしれません。

〇〇委員	私も〇〇に行きましたが、隣の地区の人がわからないと言われました。地区の友達に協力をしてもらって、どうにかこうにか回ったような状態でした。
会長	一応、前回と違って、今回は事務局がわかりやすく資料を作っていたいただいたそうなので。
事務局	なるべくわかるように努めておりますが。
〇〇委員	事務局の方は1回行ってらっしゃるということですね。
事務局	現地調査を専門に行っていていただいています。一度は足を運んでいます。
〇〇委員	その方は誰かと一緒に行っておられますか。
事務局	一人で行っています。
会長	農業委員が自ら足を運ぶということで、ひとつ、ご協力の程をよろしくお願い致します。多分、過去に経験された営農指導員の方もわかると思います。担当地区だった人がわかるくらいですが。
〇〇委員	これは耕作放棄地だから野帳にはありますよね。
事務局	野帳に3年間、削除ではないですが、山林とかで載っているものを資料に載せていますので、地番は載っています。野帳上も作付はされていないことになっています。そういう所をピックアップして、確認させていただいています。細かい所は前回の11月の現地調査の時と基本的に何も変わっていません。後でお配りする資料の中に利用状況調査の実施についてという書類もありますので、そちらをご確認いただければと思います。暑い中、とても大変だとは思いますが、またよろしく申し上げます。3名で1組になりますので、よろしく申し上げます。
会長	よろしくお願いいたします。

〇〇委員	いつまでですか。
事務局	複数回とありますが、今年も6月と10月か11月に予定しております。2回の予定です。
〇〇委員	6月にと言われても無理です。11月なら大丈夫ですが。
会長	3年の間に、今把握しているだけでも200筆はあるので、それを少しでも減らそうということです。
〇〇委員	これはいつぐらいまでですか。
事務局	8月10日を予定しております。2カ月ほどで。
〇〇委員	10月、11月は大丈夫ですが、7月、8月は、私達は忙しいから無理です。たくさん人手があって余裕のある人ならできると思いますが。40筆以上あって、1日では見て回れないし8月は無理だと思います。去年みたいに11月くらいなら回れますが。
〇〇委員	8月10日ということは、6月、7月のうちにやっちゃって8月の総会に間に合えばいいということですよ。
会長	一応、期限は設けますが、できるだけよろしくお願いします。生産調整はないですが、罰則もあるわけではないので、できるだけよろしくお願いします。11月にできなかった分を足すことになるかもしれないので、よろしくお願いします。
〇〇委員	調整はその3人の各グループで。
事務局	どのようにまわられるかは各グループでお願いします。
〇〇委員	例えば該当する人のグループで、その人に道先案内してもらえればなど。農業委員会の方からその人に頼んでもらうことはできますか。
事務局	その地区の委員さんということですか。

〇〇委員	その地区のことをよく知っている人にです。全部わからなくても案内できる方に。
事務局	今、即答はできませんが、一度現地は回っていますので、わかるはずなので、どうしてもわからなければご案内することはできると思います。
〇〇委員	市の人が全部回られるのにどれくらいかかりましたか。
事務局 次長補佐	1人で回って、2カ月くらいです。
事務局長	写真を撮ったり、資料の作る内容の作業を専従的にしていただいたので、委員さんの調査内容とは少し質が違いますが。忙しい時期に負担になり申し訳ないのですが、できるだけのことをしていただいて、どうしてもわからない所があればまた相談していただいて、結果を聞かせていただきたいということです。
会長	よろしくお願いします。
〇〇委員	ちなみに11月に回ったもので、結果として非農地と認められたものというのは。非農地通知が出たのですか。
会長	結果報告というのは。
事務局 次長補佐	昨年11月に行った調査については、その後、所有者さんにその土地の意向確認の発送をして、それを今回回収して結果を集計している所です。その中で未回答のものや、送ったのに戻ってきたものもあるので、それについては地区の区長さん等に聞き取りをする準備の段階であります。それをまた合わせて集計をしたいと思っております。
〇〇委員	今はまだ非農地としての通知を出していないということですか。
事務局 次長補佐	そうですね。調査後に1回発送をして、それが今戻ってきて集計をしている状況です。再度確認をいたします。
会長	去年の11月分については、いつ取りまとめになりますか。8月の

	総会までには。
事務局 次長補佐	8月くらいを目処に。
会長	よろしくお願い致します。
会長	他にございませんか。無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いします。
職務代理	長時間の慎重審議、ありがとうございました。最初の方に会長からも言われましたが、転作田の保全管理、また大豆の播種、どうしても夜遅くまでがんばらないといけないことありますが、また身体に気を付けて、来月もお会いしたいと思います。本日はご苦労様でした。
	— 6月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 6 月 4 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 3 番 中 島 一 朗

4 番 古 村 正 夫